

議案第5号

教育委員会定例会資料
平成26年7月28日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：小笠原 正明
内線 763-231

タイトル	安曇野市青少年センターの設置について
決定を要する 事項の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安曇野市青少年センター業務内容 2. 安曇野市青少年センター運営委員会の設置及び委員の選任方法 3. 安曇野市青少年委員の設置及び委員の選任方法 4. 安曇野市青少年センター設置要綱
要 旨	<p>市内全域の青少年健全育成及び非行防止活動の促進を図るため、その活動拠点として安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>センター業務を推進するため、安曇野市青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>センター業務の一つである街頭巡回活動を行うため、安曇野市青少年委員（以下「委員」という。）を設置する。</p>
説 明	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安曇野市青少年センターの設置 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 資料1 資料2 資料3 </div> <ol style="list-style-type: none"> (1)趣 旨 青少年の健全育成及び非行防止活動の促進を図るため、センターを設置する。 (2)設 置 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部生涯学習課に置く。 (3)センター業務 <ol style="list-style-type: none"> ①広報・啓発に関すること。 ②青少年相談に関すること。 ③街頭巡回活動に関すること。 ④社会環境浄化に関すること。 ⑤関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 ⑥その他目的達成に必要な業務

(4) 運営委員会

センター業務に従事するため、15人以内で運営委員会を組織する。

委員は、次に掲げる者の内から教育委員会が委嘱する。

- ① 青少年健全育成団体関係者
- ② 防犯団体関係者
- ③ 学識経験者
- ④ 青少年健全育成に熱意のある公募者
- ⑤ その他教育委員会が必要と認める者

具体的には、以下の団体へ趣旨説明と協力依頼を行い、協力の了承を得ている。

- ・ 穂高地域青少年育成連絡協議会
- ・ 明科地域青少年育成市民会議
- ・ 安曇野市保護司会
- ・ 安曇野市更生保護女性会
- ・ 安曇野少年警察ボランティア協会
- ・ 安曇野市民生児童委員会
- ・ 安曇野市子ども会育成会連合会
- ・ 安曇野市PTA連合会

(5) 青少年委員

街頭巡回活動等を行うため、委員を置く。

委員は、35人以内とし、教育委員会が委嘱する。

具体的には、青少年健全育成に熱意のある者を推薦および公募し、上記団体及び各地域の防犯指導委員と連携して街頭巡回活動等を実施する。

2. 青少年センター設置スケジュール … 資料4

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・平成26年7月15日 | 第2回青少年健全育成審議会にて審議 |
| ・平成26年7月28日 | 定例教育委員会に付議 |
| ・平成26年7月31日 | 政策会議に付議 |
| ・平成26年8月4日 | 部長会議に付議(報告) |
| ・平成26年8月中旬
～9月中旬 | 各関係団体からの委員推薦及び公募 |
| ・平成26年9月中旬 | 委員の決定 |
| ・平成26年10月1日 | 委員への委嘱及び運営委員会の開催 |

安曇野市青少年センター概要

1 組織

- (1) 設置運営主体 安曇野市
- (2) 主管部局 安曇野市教育委員会 生涯学習課
- (3) 根拠法令 安曇野市青少年センター設置要綱
- (4) 設置年月日 平成26年10月1日(予定)
- (5) 所在地 安曇野市明科中川手2914番地1
- (6) 連絡先 電話：0263(62)4565(代)
(内線)233
- (7) 職員 所長 1人(兼務)
次長 1人(兼務)
一般職員 2人(兼務)
相談員 1人(兼務)
- (8) 運営委員会 委員 15人以内(関係団体推薦及び公募) 任期2年
- (9) 青少年委員 委員 35人以内(関係団体推薦及び公募) 任期2年

※ 青少年センターの事業を推進するため、「青少年センター運営委員会」を設置する。

※ 運営委員会は15人以内の委嘱委員で構成し、事務局と共に事業を実施する。

※ 街頭巡回による声掛け・助言活動及び社会環境浄化活動を行うため、「青少年委員」を関係団体からの推薦及び公募により委嘱し、関係団体、機関と連携して実施する。

2 基本方針

・安曇野市青少年センターは、青少年の健全な育成を推進するために、今日まで各地区、各分野で活動してきた団体・個人の実績を尊重し、地域、関係機関・団体、学校等と協力、連携し、市の青少年育成活動の拠点として、総合的に事業を実施する。

3 事業内容

- (1) 広報・啓発に関すること
- (2) 青少年の相談に関すること
- (3) 街頭巡回活動に関すること
- (4) 社会環境浄化に関すること
- (5) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (6) 青少年支援活動に関すること ※青少年健全育成審議会からの意見
※生涯学習課の事業と連携して今後活動を考える

4 活動の重点

(1) 広報・啓発活動の推進

- ・インターネット、スマートホン等情報機器の正しい使用方法など、青少年の健全育成に関する啓発のための講演会を開催する。
- ・「青少年センターだより」の発行による情報発信を行う。
- ・「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」県下一斉街頭啓発に参加する。

(2) 相談事業の推進

- ・青少年や保護者などからの悩み相談について、相談員を配置することにより電話、面接、電子メールにより対応すると共に関係機関へ繋ぐ等の援助を行う。
- ・専門機関の協力を得て、ネットいじめ等に対する相談へも対応を行う。

(3) 街頭巡回活動の推進

- ・関係機関、団体と連携して長期休暇（春、夏、年末）を中心に、非行行為が行われやすい場所を巡回し、声掛けや助言を行う。
- ・地域からの要請など必要に応じて臨時街頭巡回を行う。

(4) 社会環境浄化活動の推進

- ・有害図書、ビデオ等の自動販売機など子どもの日常生活に好ましくない社会環境に対して、非行防止の観点から設置状況の監視及び撤去運動を行う。
- ・「こどもを守る安心の家」の指定戸数増加促進に協力する。

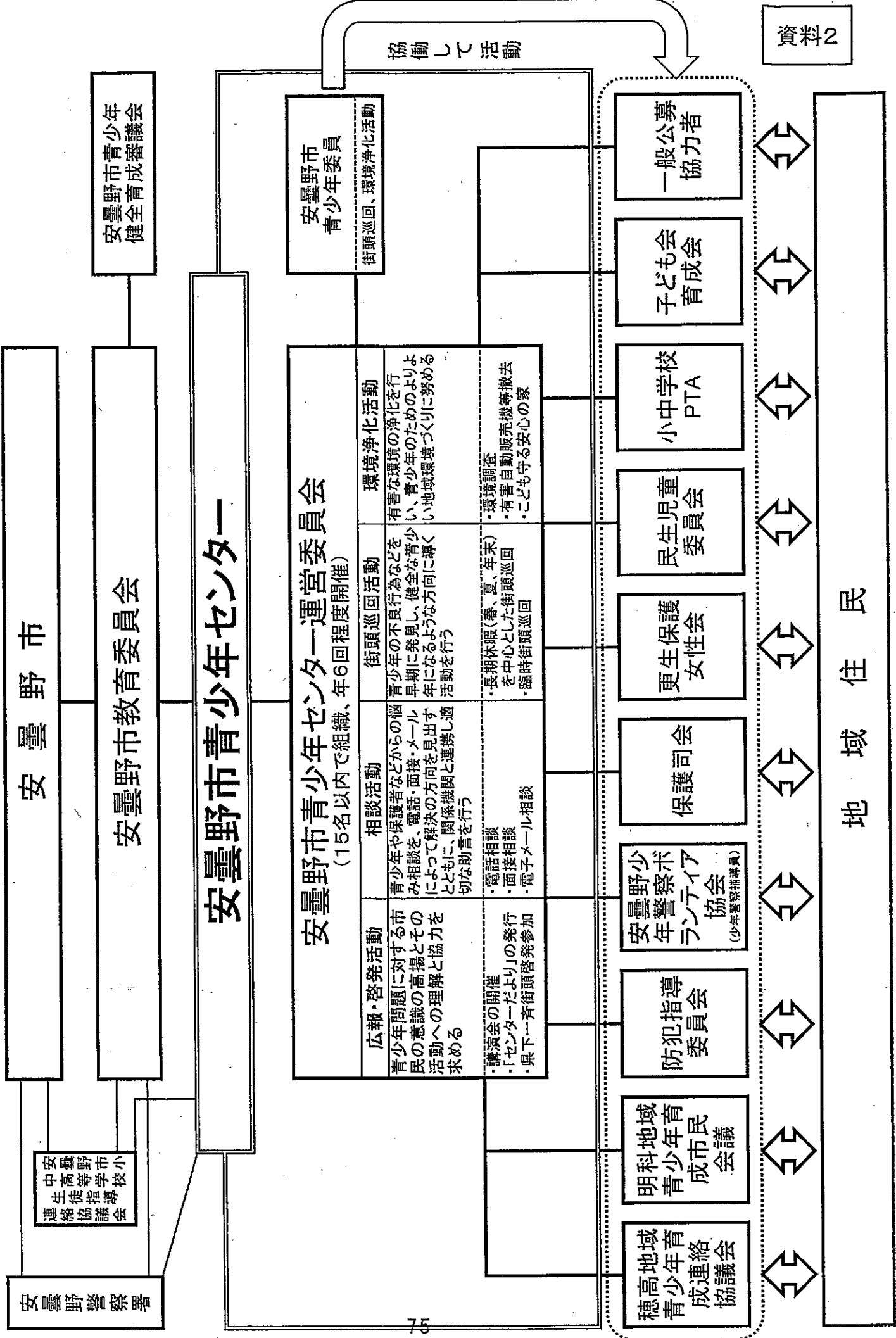
(5) 関係団体・機関との連携

- ・穂高地域青少年育成連絡会議、明科地域青少年健全育成市民会議、安曇野少年警察ボランティア、安曇野市保護司会、安曇野市更生保護女性会、安曇野市民生児童委員会、防犯指導委員、小中学校PTA、小中学校教職員、子ども会育成会、安曇野警察署等と連携し、青少年育成活動を推進する。
- ・青少年補導センター中信連絡会への参加により、広域による情報交換を実施する。
- ・長野県青少年補導センター連絡協議会に参加し、委員の資質向上研修、情報交換等を実施する。

(6) 青少年活動の支援

- ・青少年健全育成審議会から（1）広報・啓発活動（2）相談事業（3）街頭巡回活動（4）社会環境浄化活動の4本柱に加え、青少年活動の支援が必要であるとの意見をいただいたので、生涯学習課の関連事業と連携して今後活動を考えていくこととする。

安曇野市青少年センター組織機構



資料2

安曇野市青少年センター設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部生涯学習課に置く。

（業務）

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報・啓発に関すること。
- (2) 青少年相談に関すること。
- (3) 街頭巡回活動に関すること。
- (4) 社会環境浄化に関すること。
- (5) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前4号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な業務

（職員）

第4条 センターに所長、次長その他の職員を置く。

- 2 所長は教育委員会教育部長とし、次長には生涯学習課長をあてる。
- 3 その他の職員は生涯学習課の職員をあてる。

（運営委員会）

第5条 センターに青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、青少年センター運営委員（以下「運営委員」という。）15人以内をもって組織し、次に掲げる者の内から教育委員会が委嘱する。
 - (1) 青少年健全育成団体関係者
 - (2) 防犯団体関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 青少年健全育成に熱意のある公募者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- 3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員は、第3条各号に定める業務に従事する。
- 5 運営委員会に、運営委員の互選による会長及び副会長それぞれ1人を置く。
- 6 運営委員会は、会長が招集する。

（青少年委員）

第6条 街頭巡回活動及び社会環境浄化活動のため、青少年委員（以下「委員」という。）を置く。

- 2 委員は、35人以内とし、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

（街頭巡回活動）

第7条 運営委員並びに委員をもって街頭巡回活動を行う。

- 2 運営委員並びに委員には別記様式による街頭巡回委員証を交付する。
- 3 運営委員並びに委員が街頭巡回活動に従事するときは、前項の街頭巡回委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別記様式 (第7条関係)

(表)

第	号		市章
街頭巡回委員証			
氏 名			
生年月日			
年 月 日交付			
安曇野市教育委員会			印

(裏)

- 1 この証は、青少年の健全育成を図るための街頭巡回活動を行うときの証である。
- 2 この証は、街頭巡回活動に際し必ず携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 この証を紛失し、又は記載事項に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 退任したときは、この証を直ちに返納しなければならない。

青少年センター活動スケジュール(3ヶ年計画)

項目	平成26年度			平成27年度			平成28年度													
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
青少年健全育成委員会 における協議		第2回 A 2月下旬			第3回 A 10月上旬		第1回 A 5月下旬	第4回 A 2月下旬										第2回 A 2月下旬		
運営委員会の開催		第2回 A 10月1日		第2回 A 12月	第3回 A 1月	第4回 A 2月	第1回 A 4月	第2回 A 5月	第3回 A 6月	第4回 A 7月	第5回 A 8月	第6回 A 9月	第7回 A 10月	第8回 A 11月	第9回 A 12月			第10回 A 1月	第11回 A 2月	
青少年相談 (電話、面談、電子メール)																				
研修会・講演会				講演会・研修会 A 1月下旬				研修会 A 5月中旬											研修会 A 10月上旬 (市民大会)	
センターだよりの発行				A 2月下旬				A 7月中旬										A 2月中旬		A 2月下旬
運営委員による街頭巡回 (街路清掃員、少年警察員等と連携)				研修会 A 1月下旬																研修会 A 10月上旬 (市民大会)
青少年委員(街頭巡回) の推薦、募集及び組織化																				
関係機関・団体連絡会																				
青少年健全育成全国 一斉キャンペーンの実施																				
青少年健全育成市民大会の開催																				A 10月上旬 (市民大会開催)
三地域青少年健全育成団体 組織発足準備 (順次組織化を行う)																				

相談員及び専門機関による各種相談を実施

青少年委員の随時募集及び組織化と関係団体と連携した街頭巡回の実施

各地域青少年健全育成団体の順次組織化